

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和3年5月12日付.保医発0512第1号.令和3年5月12日適用)及び厚生労働省保険局医療課長発通知(令和3年5月31日付.保医発0531第2号.令和3年6月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎新たに保険収載された検査項目(令和3年5月12日適用)

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出	600点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)

SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、600点を算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記の点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記の点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2抗原検出については、別に算定できない。

●弊社受託未定

裏面に続きます

株式会社 **第一岸本臨床検査センター**

札幌本社：〒007-0867 札幌市東区伏古七条三丁目5番10号 ☎(011)787-2111 FAX(011)787-2191

資料、お問い合わせは担当者または最寄りの営業所までお願いいたします。

◎ 新たに保険収載された検査項目(令和3年6月1日適用)

項目名	保険点数	区分
鳥特異的IgG抗体	873点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)

診察又は画像診断等により鳥関連過敏性肺炎が強く疑われる患者を対象として、EIA法により、鳥特異的IgG抗体を測定した場合は、本区分の「52」873点を算定する。

なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

●弊社受託検討中

項目名	保険点数	区分
レプチン	1,000点	区分番号「D014」 自己抗体検査 (免疫学的検査)

ア 脂肪萎縮、食欲亢進、インスリン抵抗性、糖尿病及び脂質異常症のいずれも有する患者に対して、全身性脂肪萎縮症の診断の補助を目的として、ELISA法により、血清中のレプチンを測定した場合は、本区分の「43」1,000点を患者1人につき1回に限り算定する。

イ 本検査の実施に当たっては、関連学会が定める指針を遵守し、脂肪萎縮の発症時期及び全身性脂肪萎縮症を疑う医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

●弊社受託検討中

項目名	保険点数	区分
血管内皮増殖因子(VEGF)	460点	区分番号「D014」 自己抗体検査 (免疫学的検査)

クロウ・深瀬症候群(POEMS症候群)の診断又は診断後の経過観察の目的として、ELISA法により、血管内皮増殖因子(VEGF)を測定した場合は、本区分の「39」460点を月1回を限度として算定できる。

●検査のご依頼につきましては、弊社営業担当にご相談ください。